

接続料の算定に関する研究会(第24回)  
令和元年6月28日(金)

接続料の算定に関する研究会  
第三次報告書(案) 骨子  
(移動通信における将来原価方式による  
接続料算定の在り方に関する部分)

令和元年6月28日  
事務局

## <目次>

1 検討の経緯	P.3
2 将来原価方式による接続料算定の対象機能	P.4
3 将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度	P.9
4 予測値の算定方法	P.13
5 予測と実績の乖離の調整方法	P.26
6 実績値等の算定時期	P.31
7 接続料算定の精緻化	P.35

## 1 検討の経緯

携帯電話は、その契約数が1億7千万を超え、国民生活や社会経済活動にとって不可欠なコミュニケーションの手段となっており、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) も含め<sup>1</sup>、利用者に対して多様なサービスが低廉な料金で提供されるようにするため、第二種指定電気通信設備制度<sup>2</sup> (以下「二種指定制度」という。)において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 (以下「二種指定事業者」という。)とMVNOとの公正競争を確保する重要性がますます高まっている。

二種指定制度では、接続料の算定方法として、原価、利潤及び需要の予測値に基づいて算定する将来原価方式を用いることができるとされている第一種指定電気通信設備制度 (以下「一種指定制度」という。)とは異なり、原価、利潤及び需要の実績値に基づいて算定する実績原価方式のみが採用されている<sup>3</sup>ところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあつては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘がある。

こうした課題について、総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会」<sup>4</sup>中間報告書 (2019年4月。以下「モバイル研究会中間報告書」という。)では、将来原価方式は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく

---

<sup>1</sup> モバイル市場におけるMVNOの契約数シェアは11.5%。契約数は増加傾向にあるものの、直近1年間の純増数はMNOの純増数を下回っている。

<sup>2</sup> 電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する電気通信設備を設置する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、特定移動端末設備のシェアが総務省令で定める割合 (10%) を超える電気通信設備を総務大臣が指定し、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課す制度。2001年の電気通信事業法改正により導入。

<sup>3</sup> 原価、利潤及び需要の実績値は、第二種指定電気通信設備接続会計規則 (平成23年総務省令第24号) による接続会計財務諸表 (以下「二種接続会計」という。) の当年度終了後の整理を経て、翌年度になって確定することから、当年度には、前々年度の実績値に基づいて算定される接続料により支払いが行われた上で、当年度末及び翌年度末に前年度の実績値及び当年度の実績値に基づき算定される接続料により精算が行われることになっている。

<sup>4</sup> 座長は新美育文弁護士・元明治大学教授。2018年10月から開催。

支払いが不要となりキャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には予見性の一層の向上も期待されるものであるとされ、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定が行われるべく必要な制度整備に速やかに着手すべきである旨、具体的な算定方法の在り方については専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ集中的に議論を行うことが適当である旨及び接続料算定の早期化について併せて検討すべきである旨指摘がなされたところである。

本研究会では、これらの指摘を踏まえ、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けて、一種指定制度に関して蓄積された知見を活用し、二種指定制度における将来原価方式による接続料算定の在り方として、将来原価方式による接続料算定の対象機能、将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度、予測値の算定方法、予測と実績の乖離の調整方法、実績値等の算定期間及び接続料算定の精緻化の各検討課題について、集中的に検討を行ったものである。

## 2 将来原価方式による接続料算定の対象機能

### (1) 検討課題

一種指定制度では、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の規定により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに将来原価方式を用いることができることとされている。現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)において将来原価方式が用いられている。

二種指定制度では、接続料の算定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第4条において、音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能の4機能(表1参照)が設定されているところ、本研究会では、将来原価方式による接続料算定の対象とする機能について、「二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、将来原価方式による算定の対象は、データ伝送交換機能のみとすることでよいか」、「一種指定制度のように、将来原価方式による算定の対象とするかどうかを指定事業者の判断に委ねるのではなく、必須とすることでよいか」との論点を設定し、検討を行った。

表1 接続料の設定を要する機能

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能(CDMA2000を除く。 ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① 回線容量に係る接続料(単位:回線容量)
- ② 回線管理に係る接続料(単位:回線数)
- ③ SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)

## (2)意見

本検討課題については、MVNO、二種指定事業者及び構成員から、次のとおり意見が示された。

### ① MVNOからの意見

#### 【MVNO委員会】

- ・ MNO (Mobile Network Operator) とMVNOとの公正競争確保の観点から、また、一種指定制度と同様に、今後相当の需要(トラヒック増等)が見込まれる役務を対象とする観点から、現時点ではデータ伝送交換機能のみを将来原価方式による算定の対象とすることでよいと考える。
- ・ データ伝送交換機能のうち回線管理に係る接続料については、取扱うトラヒックの小さい事業者においては接続料支払額においてその占める割合が高いと考えられ、重要なコスト指標であり、その予見性が高まることは事業運営上有益と考える。二種指定事業者は今後も変動が少ないと判断しているが、過去トレンド以外の具体的な根拠の提示がない中においては、例えば、IoT利用が進むことで回線数がこれまで以上に飛躍的に伸び、大きく変動するこ

とが想定されるなど、MVNOにとって予見性が十分に確保されているとは言い難い。よって、将来原価方式による算定の対象とするべきと考える。

- ・ 一種指定制度と異なり、認可制でなく届出制であること、資本関係のない二種指定事業者が複数存在することを踏まえ、二種指定事業者ごとに将来原価方式による算定の対象に相違がでないよう、算定の対象を予め指定しておくことが適当と考える。

#### 【楽天モバイル】

- ・ データ伝送交換機能以外の音声・SMS伝送交換機能やMNP転送機能について接続を行っているMVNO事業者が見当たらないため、将来原価方式による算定は、必須とし、対象はデータ伝送交換機能のみとすることでよいと考える。

#### 【インターネットイニシアティブ (IIJ)】

- ・ 現時点では、データ伝送交換機能のみを将来原価方式による算定の対象とすることは適当と考える。また、将来原価方式による算定を必須とすることが適当と考える。

#### 【オプテージ】

- ・ 現時点では、相当の需要が見込まれるのはデータ伝送交換機能と想定するので、将来原価方式による算定の対象を当該機能のみとすることは妥当と考える。
- ・ データ伝送交換機能のうち、回線管理に係る接続料については、当社サービス全体においては、接続料支払額の一定程度の割合を占めており、また、通信量が低いIoTサービスのみを抽出した場合、その割合は大きいものとなる。IoTサービスは今後急速に普及・拡大することが予想されており、需要拡大に伴う低廉化も期待されることから、回線管理に係る接続料は、将来原価方式による算定の対象とすることが望ましいと考える。
- ・ データ伝送交換機能の接続料は、MVNOの原価の大半を占めるものであり、利用者のトラフィック増に伴い急増している。このため、当該接続料の予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できる。また、MNOとMVNOは競争関係にあり、仮に将来原価方式を採用するかどうかについて指定事業者の判断に委ねた場合、MVNOが求めるデータ伝送交換機能において将来原価方式が導入されるとは限らない。よって、将来原価方式による算定は必須とすべきと考える。

## ② 二種指定事業者からの意見

#### 【NTTドコモ】

- ・ モバイル市場は多数のMNOやMVNOが存在しており、設備・サービスの熾

烈な競争環境下にあり、シェアの変動や技術革新が著しく、大規模投資の戦略的实施やユーザの利用方法の変化が見込まれること等を踏まえれば、先々の費用や需要を合理的に予測することは極めて困難。また、当社は支払猶予制度や当年度精算を自主的に取り組むことによって、MVNOのキャッシュフロー負担軽減・予見性を確保しており、現状の算定方式を見直す必要はないと考える。

- ・ 仮に将来原価方式を導入する場合は、接続料が低減傾向にある機能を対象とすべきであり、データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料に限定することが適当と考える。
- ・ データ伝送交換機能のうち回線管理に係る接続料については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会(第15回)」における議論のとおり、通信と端末の完全分離や解約金等に対して、法制度の整備がなされることにより、顧客流動性が高まるため、需要予測の精度の低下が想定されること、過去に接続料が上昇した実績もあり、需要予測の精度の低下も踏まえると、MVNOの予見性は向上しないばかりか却って混乱を招くものと考えられ、将来原価方式の対象外とすることが適当と考える。
- ・ データ伝送交換機能のうちSIMカード提供に係る接続料については、調達価格に依存し取引額も小さいため、対象外とすべき。

#### 【KDDI】

- ・ 将来原価方式による算定は、相当の需要増加が見込まれるサービスに適用することが最も有効であり、仮に将来原価方式を導入する場合は、今後も需要の増加が見込まれており、現に接続料の低廉化が大きいデータ伝送交換機能のうち回線容量に係る接続料のみを対象とすべきと考える。
- ・ データ伝送交換機能のうち回線管理に係る接続料については、これまでもほとんど変動せず、場合によっては値上げとなっていることから、将来原価方式による算定に馴染まないと考えられ、また、接続料支払額における割合が小さいため、仮に将来原価方式を導入する場合は、対象外とすべきと考える。
- ・ データ伝送交換機能のうちSIMカード提供に係る接続料については、SIMベンダーと毎年度協議して決定する実費ベースで調達した実績を用いて算定しており、将来予測ができないことから、将来原価方式による算定の対象外としていただきたいと考える。
- ・ 本研究会における検討は、現在提供されている4Gを対象としたデータ接続料であり、今後の5G等の様々な技術進展やそれに応じた新たなサービスについての接続料等の在り方については、モバイル研究会中間報告書で取りまとめられたとおり、別途議論が必要と理解している。

### 【ソフトバンク】

- ・ 将来原価方式による算定の対象は、データ伝送交換機能のうち、MVNO事業に与える影響の大きさを考慮し、MVNOとの取引金額の占める割合が大きい回線容量に係る接続料に限定すべきと考える。
- ・ データ伝送交換機能のうち、回線管理に係る接続料及びSIMカード提供に係る接続料については、取引の金額規模も小さく、更にSIMカード提供に係る接続料については、調達価格に依存するため、将来原価方式による算定に馴染まないことから、対象外とすべきと考える。
- ・ 将来原価方式による算定の対象の考え方は、一種指定制度において事業者判断となっている一方で、二種指定制度においてのみ必須化するのであれば、上記のように、必要最小限に留めるよう配慮いただきたいと考える。
- ・ 今後の検討とされている5Gサービスについては、接続料の在り方を含め別途検討されるべきものとする。

### ③ 構成員からの意見

- ・ データ伝送交換機能に限定して導入することが望ましい。
- ・ 回線管理に係る接続料について、ソフトバンクは4年間で3割程度の変動があった。MVNOから見ると、この変動は大きいと見るのか変化がないと見るのか、予測の対象機能を検討するに当たって、判断が必要だと考える。

## (2) 対応の方向性

MVNOは、データ伝送役務については自らの電気通信設備を二種指定事業者の電気通信設備に接続することにより利用者に提供しているが、音声伝送役務については自らの電気通信設備を二種指定事業者の電気通信設備に接続することなく利用者に提供しており、接続料の設定を要する4機能のうち、音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能については、利用していない。

従って、将来原価方式による接続料算定については、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、現時点では、データ伝送交換機能のみを対象とすることが適当ではないか。

データ伝送交換機能については、回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、回線管理に係る接続料(単位:回線数)、SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされているところ、二種指定事業者からは、回線管理に係る接続料について、回線容量に係る接続料とは異なりMVNOにおける支払額が小さいこと、その水準が低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。また、SIMカード提供に係る接続料について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式に馴染まないとの意見が示されている。

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料については、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があること、また、IoTの普及等も想定される中、相当の需要増が見込まれないとは言えず、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われ、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があることから、将来原価方式による算定の対象とすることが適当ではないか。

他方、データ伝送交換機能のうち、SIMカード提供に係る接続料については、調達実費ベースで算定されていることをもって将来原価方式に馴染まないとは断言できないが、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料と異なり、精算を行なうこととされておらず、仮に将来原価方式による算定が行われたとしても、当年度の接続料に関する予見性確保やキャッシュフロー負担の軽減といった効果が期待できるものではないことから、現時点では同方式による算定の対象とすることが適当であるとは言えないのではないか。

また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって接続料の算定方法が異なることとならず、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確実な確保が図られるようにするため、将来原価方式による接続料算定は、選択制ではなく、必須とすることが適当ではないか。

### 3 将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度

#### (1) 検討課題

将来原価方式による接続料の算定期間について、一種指定制度では、一種接続料規則の規定により、「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされており、直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3年から4年の算定期間を、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が設定している。

将来原価方式による接続料の算定期間について、本研究会では、「将来の複数年度の接続料が算定される場合には予見性の一層の向上が期待され、また、移動通信分野については、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も変化していくものと想定される」、「例えば、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについて、どう考えるか」と論点を設定し、検討を行った。

#### (2) 意見

本検討課題については、MVNO、二種指定事業者及び構成員から、次のとおり意

見が示された。

### ① MVNOからの意見

#### 【MVNO委員会】

- ・ MVNOにおける予見性の一層の向上の観点、MNOとMVNOとの間の同等性確保の観点から、予測値の算定期間について、複数年度とすることが望ましいと考える。
- ・ 会社が策定する中期計画の期間は、一般的に3年から5年程度であり、また、多くの事業者は、数年先までの設備投資額、費用、需要等を計画(予測)したうえで事業展開しているものとする。その点を踏まえつつ、予測精度等を勘案すると、将来原価方式による接続料の算定期間は、例示のとおり「3年分」程度が妥当ではないかと考える。
- ・ 算定頻度については、認可制で、また、将来原価方式による接続料算定の運用実績が長い一種指定制度と異なり、二種指定制度においては、接続料算定根拠の審議会への報告等が開始されたばかりであること等を踏まえ、そこで顕在化した事項や市場環境変化等を適時に反映できるよう、例示のとおり「3年度分の予測の算定を毎年度繰り返し行うこととする」ことが望ましいと考える。
- ・ 接続料がMVNOの事業運営において大きなウェイトを占める中、合理的に算定された3年先までの接続料を、毎年把握できることは、MVNOが事業見通しを立てる上で、極めて有用。
- ・ 二種指定事業者において、状況変化等を適時に反映し毎年3年分の接続料を算定いただくことは、MVNOが独自に想定するよりも、はるかに精度が高いと考えられるため、MVNOにおいて、より現実的な計画に基づく事業運営が可能となる上、MNOとMVNOとのイコールフットイングの観点からも望まれるものとする。

#### 【楽天モバイル】

- ・ MVNOにおける原価以外の費用は多くが営業・マーケティング費用であることから、MVNOにおける経営判断は年度内での短期的判断の構成比が大きい。よって複数年度に渡る予測値は参考になるものの経営への影響は大きくない。むしろ当年度予測接続料が精度高く提示されることの方が優先度が高い。

#### 【IIJ】

- ・ 現時点では、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うことが適当と考える。

#### 【オプテージ】

- ・ 以下の理由により、3年から5年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行う

ことが必要と考える。

- MVNOにおける事業予見性を向上させ、積極的な事業展開を促すには、一般的に中期計画の期間として考えられる程度(3年～5年)の見通しが必要
- 加入光ファイバの算定期間が「5年以内」となっていることを踏まえ、3年～5年後までの接続料が算定されることが望ましい
- MNOは周波数割当時に開設計画を提出している等、少なくとも3～5年程度先までの設備投資額、費用、需要等は常に予測しているのではないかと推測され、MNOとMVNOで同等の予見性を確保するためにも、MNOが予測している期間と同程度の期間の接続料が算定されることが必要
- MNOは最新の情報、将来の見通しを踏まえ将来の設備投資額、費用、需要を常に予測していると考えられるため、MNOとMVNOで同等の予見性を確保するためにも、「年度を経るごとに毎年度算定し直す」ことが必要

#### 【NTTドコモ】

- ・ 熾烈な競争環境下にあるモバイル市場において、先々の費用や需要を複数年にわたって合理的に予測することは極めて困難。このような状況において、複数年の予測は有用なデータとはなり得ず、混乱を招く恐れがあることから、単年度の予測とすべきと考える。
- ・ 将来原価方式は、1年度分のみの算定であっても、算定作業を行う年度を含めて、2年度分の予測が必要となる。3年度分の算定では、4年度分の予測となりますが、これは上記の法制度の整備や、MNOの新規参入、5G等の新技術の導入等の競争環境の変化の激しいモバイル市場を踏まえると、合理的に実施することは限りなく困難であり、仮に予測したとしてもMVNOの予見性は向上しないものと考え。接続料の適用には使用されない複数年の予測を実施することは、MNOに過度の負担を求める過剰な制度であることから、算定期間は単年度とすることが適切と考える。

#### 【KDDI】

- ・ 3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについてはことについては、2年度分、3年度分については常に適用されない接続料を算定することとなるが、不要な算定コストを高め、算定期間の長期化を招くものにほかならない。
- ・ 複数事業者の設備競争やサービス競争が機能し、環境変化が激しいモバイル市場においては、算定対象期間が複数年度になることは、長期的に不確定要素が多くなるため、精度の高い算定を行うことはより困難になっていくことを踏まえれば、単年度の予測値の算定とすべきと考える。

#### 【ソフトバンク】

- ・ 環境変化の大きいモバイル事業については、単年度の予測値とすることが適切と考える。
- ・ 仮に、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うのであれば、2年目以降はあくまでも参考値の扱いとし、過去実績ベースによる推計のみとするなど、一定の簡易化とあわせて検討していただきたいと考える。一種指定制度においても、複数年度の将来予測を毎年度繰り返し行うことは実施していないため、仮に毎年度行うのであれば、上記について配慮いただきたいと考える。

### ③ 構成員からの意見

- ・ 3年分の予測は精度が悪いという意見が印象的。単年度でも正確なものの方が現実的か。
- ・ 4Gのデータ役務に関しては、投資を含めてかなりの精度で予測ができてはいるはず。2、3年目の精度は検討課題だが、ローリングで3年分くらいのデータを出すことは十分可能だと思う。
- ・ 2、3年目の予測は1年目の予測よりも精度が低い、そのような予測でもやらないよりは良いのかどうか、MNOとMVNO間の情報のやりとり等の在り方を考える必要がある。

### (3) 対応の方向性

将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化する等の意見が示されているが、2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNO側から意見が示されているとおり、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な接続料支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であると考えられ、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当ではないか。

また、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に変化していくことが想定されること、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当ではないか。

なお、この場合、3年度分の接続料のうち、実際に支払いに関与するのは1年度目の接続料のみとなるが、2年度目、3年度目の接続料についても、MVNOにおける中期的な予見性が確保されるような算定が行われるようにすることが適当ではないか。

## 4 予測値の算定方法

### (1) 検討課題

#### ① 全般

一種指定制度における将来原価方式では、一種接続料規則の規定により、原価及び利潤の算定の基礎となる「設備管理運営費」及び「正味固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定することとされており、また、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することとされている。これらの3項目の具体的な予測値の算定方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に一種指定事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性が判断されている。

予測値の算定方法について、本研究会では、「二種指定制度は、一種指定制度とは異なり認可制ではなく届出制であること、指定事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か、検討することが必要ではないか」、「予測と実績の乖離は、より小さくなることが望ましいが、乖離の調整を認めた場合、乖離をより小さくしようとするインセンティブが十分には働かなくなる可能性がある。特に、予測を実績が大きく上回り、多大な追加的支払いが生じる事態は、経営に大きな影響を与えるものであり、極力回避しなければならない。予測と実績の乖離が大きくなるような、特に、予測を実績が大きく上回ることとならないような措置について、どう考えるか」と論点を設定し、検討を行った。

#### ② 予測値算定の対象項目

一種指定制度における将来原価方式の事例では、「設備管理運営費」については、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)による接続会計財務諸表(以下「一種接続会計」という。)の「設備区分別費用明細表」の費用区分ごと、「正味固定資産価額」については、一種接続会計の「固定資産帰属明細表」の資産区分ごとに予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行っている。

そこで、本研究会では、「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」の予測値の算定について、「それぞれ、項目全体として行うよりも、費用区分、資産区分ごとに細分して行うことで、より精緻な予測を行うことが可能になると考えられるのではないか」「例えば、「設備管理運営費」については費用区分ごと、「正味固定資産価額」については資産区分ごとに予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行わなければならないこととすることについて、どう考えるか」、「各費用区分、各資産区分について、予測値のより精緻な算定を行うため、可能な範囲で、それらをさらに細分して算定を行わなければ

ならないこととすることについて、どう考えるか」と論点を設定し、検討を行った。

### ③ 予測値算定の考え方

二種指定事業者は、接続料算定に当たっての重要な要素である設備投資額や減価償却費等に関する事業計画の策定を行っているものと考えられ、特に翌年度分については相当精度の高い事業計画策定を行っているものと考えられる。

そこで、本研究会では、「予測値の算定は、過去の実績値からの推計により行う方法もあるが、MVNOにおける将来の接続料の予見性確保の趣旨に鑑みれば、二種指定事業者が内部で用いている情報と同様の情報に基づいてMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる」、「例えば、予測値の算定は、原則として、二種指定事業者が策定する事業計画を用いて行うこととし、その補完として過去の実績値からの推計を用いることとすることについて、どう考えるか」と論点を設定し、検討を行った。

### ④ 予測値の算定方法の検証・見直し

モバイル研究会中間報告書では、「接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である」とされ、「総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である」と指摘されている。

そこで、本研究会では、「例えば、予測値の算定方法について、この仕組みの中で、その適正性を検証し、審議会の委員から示された指摘等に基づき、必要に応じて算定方法の見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことについて、どう考えるか」と論点を設定し、検討を行った。

## (2) 意見

本検討課題については、MVNO及び二種指定事業者並びに構成員から、次のとおり意見が示された。

### ① 全般

#### ア MVNOからの意見

##### 【MVNO委員会】

- ・ 二種指定事業者共通の予測値の算定方法や考え方について、一定程度、予め定めておくことが望ましいと考える。

##### <理由>

- 認可制でなく届出制のため、予測値の適正性や妥当性について、事前に第三者がチェックできる仕組み等が十分でない。
- 二種指定事業者ごとに全く異なる算定方法や考え方で予測値の算定が

なされると、二種指定事業者間の相互比較さえできないおそれがある。

- 一方で、予測値の算定方法や考え方を予め定めるにあたっては、一種指定制度では一種指定事業者の経営判断に委ねられていることによって、自己の責任のもと適正な予測接続料を算定しようとする姿勢が生じると考えられるところ、予め定める内容如何では、二種指定事業者における、そういった姿勢を薄れさせてしまうおそれがあるという点に留意が必要と考える。
- そのため、予測と実績の乖離を極小化することを大前提に、算定方法の透明性や検証可能性の確保に配慮しつつも、自社の中期計画で採用している方法等、二種指定事業者の実態にも見合ったものであることが望ましいと考える。
- 予測値の算定方法としては、例えば、以下の方法が考えられる。

<例>

- 二種指定事業者それぞれにおける現状の予測値の算定方法等を確認し、共通的で妥当なものを採用
- 一種指定制度で採用している予測値の算定方法をベースとしつつ、モバイルの特性に応じてカスタマイズ等

#### 【楽天モバイル】

- MNO自身の事業計画を用いることで、制度的なインセンティブ付けに頼らずとも一定の予測精度が見込めるのではないか。

#### 【IIJ】

- 二種指定事業者の責任のもとで適正な予測値が算定されることが原則と考えるが、予測値と実績値の乖離の極小化、算定方法の透明性や検証可能性の確保を考えたとき、一定程度、予め定めておくことが望ましいと考える。
- 二種指定事業者が自らの責任において、最も合理的に将来を予測することが原則と考える。また、差額調整の際には、予測と実績の差額が生じた具体的な理由を明示、開示することを必須としていただきたいと考える。

#### 【オプテージ】

- 次の理由により、予測方法は可能な限り予め定めることが望ましいと考える。
  - 論点の1つである「審議会の委員からの指摘事項を踏まえ、算定方法の検証・見直しを毎年度行うかどうか」について、このような「算定方法の検証・見直し」が迅速かつ実効性をもって実施されるためには、算定内容が事業者間で比較検証できることや、より良い算定方法が見つかった時に広くその考えが適用できることが有効と考えられるため。
  - モバイル接続料算定に係る研究会報告書(2013年6月)に以下のような考えが示されているため。

<報告書 P10抜粋>

(略)携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要である。

- 具体的な算定方法は、NTT東西が使用している方法(例:契約者の伸びをベースに予測)を参考に検討する等、これまで様々な議論を経て蓄積してきた第一種指定制度の知見を有効活用することが有効と考える。
- 以下のような予測と実績の差額が大きくなるよう措置することが重要と考える。
  - MNOが客観的にみて妥当あるいは合理的な予測値を算定する
  - 総務省において、予測と実績に乖離がある理由が合理的かどうか確認する

## イ 二種指定事業者からの意見

### 【NTTドコモ】

- 仮に将来原価を導入する場合でも、事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。接続料算定のために事業計画を新たに策定する場合には全社的に多大な稼働が発生し、本来実施すべき業務に影響が発生する等、公正な競争を阻害する。
- 熾烈な競争環境下にあるモバイル市場において、先々の費用や需要を複数年にわたって合理的に予測することは極めて困難。
- 将来原価方式が導入される場合には、当然MVNOにおいても自らの将来需要について責任を負っていただくことが必要と考える。

### 【KDDI】

- 公正な競争環境の確保の観点からは、将来予測方法についての考え方は一定の統一を図るべきと考えるが、過度に算定コストを高めることがないようバランスをとった制度・ルール設計を検討が必要である。
- モバイル市場は、複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難である。
- 複数年度の将来予測をする等、算定対象期間が長期化する程、精度の高い算定を行うことはさらに困難なものとなる。したがって、そもそも精度の高い予測が困難である状況において、予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような措置を課すことは過剰な規制であり、基本的にはMNOによる算定の努力向上に委ねるべきと考える。
- 設備計画を立てる上でのトラフィックの予測は行っているが、接続料算定観点

で需要やトラヒックの予測を行ったことはない。

#### 【ソフトバンク】

- ・ 将来予測における費用項目の共通化など、最小限のルールを設けることには一定の合理性があると考ええる。
- ・ ただし、事業運営上の事情が各社毎に異なることを踏まえ、事業計画ベースとする、過去実績からの推計ベースとするなどの予測方法の選択については、各社の判断に委ねるべきと考ええる。
- ・ MNOにおいて、意図的に差額を大きくするインセンティブはなく、一定のルールに則って算定するものであることから、特別な措置は不要と考ええる。
- ・ 仮に、キャッシュフロー面での負担についてMVNO側で一定のコントロールを図りたい等の要望がある場合には、現行ルールで適用されている所謂「支払猶予制度」のように、算定結果(予測値)とは別の暫定値をMVNO側に選択していただくといった方法もあわせて検討可能と考ええる。

#### ウ 構成員からの意見

- ・ MNOからある程度当たる予測が出ることで、MVNOが予測できるようなデータがMNOからできるだけ公表されることのバランスを考えながら、いかにMVNOの予見性を高めるか現実的に判断するのだろう。
- ・ 今は5G導入により需要予測が非常に難しいタイミングであり、過去のWGにおいても、固定電話のトラヒック予測は当たらなかったことがある。原価・利潤は、MNOにおいて精度の良い予測ができるかも知れないが、需要の予測は極めて難しい。また、フルMVNOができれば、MVNOの事情によって需要が大きく変動することも将来的にはあり得る。需要で割った接続料を精度良く推定すべきか、原価・利潤は正確に予測するが需要は当たらなくても良いとするかが大きな岐路になるという印象。
- ・ MNOから、予測に必要なデータを委員限りで出してもらい、第三者委員会のようなものが予測するという方法もあると思う。
- ・ 予測においては、過去のデータだけではなく、技術やビジネス等の情報が非常に重要であり、現場のことを知らないモデルは当たらないので、事業者の方がより精度良く予測ができると思う。技術的なことを詰めるよりも、まずは予測をやってみて結果を検証することの方が大事だと思う。
- ・ MVNOはMNOあつての存在であり、当事者間においてできる限り協力体制取ることは必須である。

## ② 予測値算定の対象項目

### ア MVNOからの意見

- ・ 予測値の算定対象は「設備管理運営費」「正味固定資産価額」「需要」を

想定。(MVNO委員会、IIJ)

**【MVNO委員会】**

- ・ 一種指定制度と同様、予測値の算定対象は、「設備管理運営費」「正味固定資産価額」「需要」を想定している。
- ・ 精緻な予測値を算定する観点から、費用区分ごと・資産区分ごと、また可能な範囲でさらに細分して予測値を算定することは有効であると考ええる。

**【IIJ】**

- ・ 「設備管理運営費」「正味固定資産価額」「需要」を予測値の算定対象とすることが適切と考える。
- ・ 検証可能性の観点から、費用区分ごと、資産区分ごとに予測値の算定をすることは有効と考える。
- ・ さらなる細分化は予測値の精緻化に寄与するものと考えますが、検証可能性の観点において実績値の算定についても同様の措置が必要となるかと考える。

**【オプテージ】**

- ・ 一種指定制度と同様に、二種接続会計の「移動電気通信役務収支表」の費用区分、「役務別固定資産帰属明細表」の資産区分で予測値を算定することは妥当であると考ええる。
- ・ 可能な範囲で細分化することは、より精緻な予測に資すると考える。他方、MNOにおいては区分を細分化するインセンティブが働かないと想定されるため、どのような粒度まで細分化するかは二種接続料規則等に具体的に記載されることが必要と考える。

**イ 二種指定事業者からの意見**

**【KDDI】**

- ・ 二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないように、仮に将来原価方式による算定を導入する場合には、算定の考え方として、「設備管理運営費」「賞味固定資産価額」「需要」の3項目について予測算定の対象とすることについては、異論はない。

**【ソフトバンク】**

- ・ 費用区分、資産区分ごとに過去の実績をベースとした傾向から予測値を算定することは可能と考えるが、それをさらに細分化して算定することについては困難である。

**③ 予測値算定の考え方**

**ア MVNOからの意見**

**【MVNO委員会】**

- ・ MNOとMVNOとの間の同等性の観点から、予測値の算定について、二種指定事業者が策定する事業計画を用いて行うことは有効であると考える。
- ・ 将来原価方式による算定において、予測と実績の乖離を極小化することが最も重要と考えるので、精度の高い算定が確保されるよう措置いただくことは必要と考える。

#### 【楽天モバイル】

- ・ MNOとMVNOとの公正競争確保の観点から、MNOが内部で用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすべきであるため、事業計画を用い、その補完として過去の実績値からの推計を用いるべきと考える。

#### 【IIJ】

- ・ 原則として、事業計画を用いて予測値の算定を行うことが適当と考える。ただし、合理的な予測が極めて困難な項目について、過去の実績値からの推計を用いることを完全に否定するものではない。

#### 【オプテージ】

- ・ MNOは常に最新の情報と将来の見通しを持って事業を展開していると思われ、それらの情報が含まれているであろう事業計画を予測値の算定に用いることは、MNOとMVNOで同等の予見性を確保する点で有効と考える。
- ・ 過去の実績値は将来を推測する重要な要素の1つであり、過去実績を用いた推計で補完することは有効と考える。なお、接続料はMVNOの事業構造上非常に大きなウェイトを占めるものであり、過去実績からの推計から補完する際には、予測値(原価・需要等)が客観的にみて妥当あるいは合理的なものであるかどうか確認することが必要と考える。

### イ 二種指定事業者からの意見

#### 【NTTドコモ】

- ・ モバイル市場は熾烈な競争環境下にあり、先々の合理的な予測は極めて困難なため、仮に、将来原価方式を導入する場合であっても、過去のトレンド等実績値を用いることが適当と考える。
- ・ 当社の事業計画については、4月末に策定・公表しているが、次の理由から接続料算定に有用なデータとはなり得ないと考える。
  - 策定の時期が当年度の4月末であり、将来原価の算定に利用できないこと(事業計画の前倒しは不可)
  - 計画の内訳等はユーザ動態の変化や技術革新、災害等により未確定かつ流動的であること
- ・ 事業者の過度な負担とならないよう、簡易な予測方法とすることが適当と考える。

#### 【KDDI】

- ・ 過去の実績値から推計することで一定の予測をすることは可能と考える。事業計画においては二種接続会計同等の粒度では策定しておらず、費用区分、資産区分の管理はしておらず、事業計画から予測値を算定することは不可能である。
- ・ モバイル市場においては、複数事業者による設備競争やサービス競争が機能しており、非常に秘匿性の高い経営情報である事業計画については、例えばインカメラ方式であっても安易に情報を開示することはできない。
- ・ 予測値の算定を原則として事業計画を用いて行うこととした場合、上記のとおり事業計画にかかるデータ等の開示内容も限定的にならざるを得ないため、総務省における検証も困難になると想定される。事業計画を用いて算定された予測値を検証することは、その算定根拠となる事業計画そのものも検証することと同義であり、経営の自由を奪いかねないため不相当と考える。
- ・ 事業計画自体も二種接続会計同等の粒度で策定していないこと、策定対象も基本的には毎年度1年間であること等の課題もあり、将来原価方式の算定に用いることは不相当である。
- ・ 過去の実績値からの推計値を用いることを原則とし、事業計画はあくまでも特筆すべき事項がある場合に限って、必要に応じて補完情報として取り扱うべきと考える。

#### 【ソフトバンク】

- ・ 事業運営上の事情が各社ごとに異なることを踏まえ、事業計画ベースとする、あるいは、過去実績からの推計ベースとする等の予測方法の選択については、各社の判断に委ねるべきと考える。(再掲)

#### ウ 構成員からの意見

- ・ 企業は何らかの計画に基づいて投資を行ったり予算を作成したりしているため、将来予測は当然その計画がベースになる。計画の公表等が心配だったり、計画どおりにならないからといって、過去の実績値で算定して良いという考え方は論理的ではない。計画を反映して精度の良い予測値をつくるべき。
- ・ 事業計画と言ったため各社とも構えてしまったが、目的は需要の精度を高めることであるので、事業計画という言い方をせずに何か提案できないか考えるところ。
- ・ 全体の予測に比べて個社の予測は非常に難しい。経営情報なしに推計するとしてもそれなりの個社の情報が必要。事業計画を出すことは各社の抵抗が厳しい。
- ・ 予測値の精度を上げるためには、現状の制度(情報開示制度)に加え、個社の情報が示される仕組みを検討する必要がある。

- ・ 二種は規制緩和により自由競争を許容してきた経緯もあるので、抵抗が強いのは実感するが、過去の実績による算定では今と何も変わらないので、一線乗り越えないといけない。
- ・ 過去の実績に加えて経営情報を入れたときに、それはどこまでやるとどうなるのか、予測が外れるとどうなるのかがわかりにくい。予測が外れるとかえって情報量が増えてしまうということもある。

#### ④ 予測値の算定方法の検証・見直し

##### ア MVNOからの意見

###### 【MVNO委員会】

- ・ 接続料算定の適正性・透明性向上の観点から、算定根拠とともに、予測値の算定方法についても、審議会への報告等の仕組みの中で、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことは重要と考える。

- ・ 「算定方法の検証・見直し」に関連し、以下の事項を要望。

現在、実績接続料の算定に関して、原価、需要、利潤それぞれについて対前年算定期間比をMVNOに対し開示頂いているが、加えて次の2点に対処頂くことで、MVNOにおいて、原価、需要、利潤のどれがどの程度変動したかを想定し、また今後の見通しにおいてどの程度の変動が生じるかを予想できる材料となる。これにより、MVNOにおける予見性等がさらに高まるとともに、ステークホルダーに対する説明が可能になる等、MVNOの事業運営上、非常に重要である。

— 原価、需要、利潤それぞれについて予測と実績がどの程度乖離したかについて、変動率のような形でMVNOに対し開示頂くこと

— 原価、需要、利潤の対前年算定期間比、原価、需要、利潤の予測と実績がどの程度乖離したかの変動率の両方について、その理由(例えば、「原価の変動理由は、設備調達コストの高騰による」といった定性的なもの)をMVNOに対し開示頂くこと

###### 【楽天モバイル】

- ・ 将来原価の算定及び実績の算定が年度単位で行われることから、同じサイクルで検証が行われることが適当と考えられるため、毎年度検証が行われることが適当であると考ええる。

###### 【IIJ】

- ・ 予測値のみならず、実績値も含めて、接続料算定の適正性・透明性向上の観点から、算定根拠とともに、算定方法についても、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことが重要と考

える。

#### 【オペテージ】

- ・ 一種指定制度では、これまで、審議会での検証や算定根拠の公表による意見募集等が何年もかけ繰り返し行われ、接続料の精緻化が進んできたと認識している。他方、二種指定制度ではこれから審議会等による算定方法の検証が開始される場所である。このため、二種指定制度においてはモバイル研究会中間報告書に記載の通り、「接続料の算定根拠等について審議会への報告を行うとともに、可能な範囲で公表されること」が必要であり、このような仕組みの中、接続料の”算定方法“についても「検証・見直しが毎年繰り返し行われること」が必要と考える。

### イ 二種指定事業者からの意見

#### 【KDDI】

- ・ 予測値の算定を原則として事業計画を用いて行うこととした場合、事業計画に係るデータ等の開示内容も限定的にならざるを得ないため、総務省における検証も困難になると想定される。事業計画を用いて算定された予測値を検証することは、その算定根拠となる事業計画そのものも検証することと同義であり、経営の自由を奪いかねないため不相当と考える。
- ・ 予測値の算定方法については、過去の実績値からの推計値を用いることが最も合理的であると考え、その算定方法の見直しについても毎年度見直しを行うのではなく、まずは本算定方法による効果を十分な期間を踏まえた上で実効性を検証すべきと考える。

#### 【ソフトバンク】

- ・ 予測値の算定方法の適正性を検証することに異論はないが、単年度での予測値の評価は困難であり、少なくとも複数年の傾向を見た上で、適正性の検証をすべきと考える。
- ・ 算定方法は一種指定制度においても毎年度見直しをしている実績はなく、二種指定制度において毎年度の見直しとすることは過剰規制と考える。

### ウ 構成員からの意見

- ・ 予測と実績は必ず誤差が出るし、誤差にはプラスとマイナスの両方が考えられるため、MVNOの経営への影響の観点から、MNO各社の予測結果の評価は難しいと思う。

## (3) 対応の方向性

### ① 全般

一種指定制度では、予測値の算定方法は基本的に一種指定事業者の判断に委ね

られているところ、これを参考に、予測値の算定を行う項目及びその項目ごとに合理的な算定を行うことを二種接続料規則において定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするのが適当ではないか。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑み、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようすることが重要と考えられ、また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要と考えられることから、一種指定制度における事例を参考に、予測値の算定方法について、一定の共通の考え方により設定されるようにするとともに、二種指定事業者の設定した算定方法に係る検証を継続的に実施することにより、その適正性が確保されるようにし、また、予測と実績の乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、MVNOに対する情報提供等が行われるようにすることが適当ではないか。

## ② 予測値算定の対象項目

二種指定制度において、接続料は、原価に利潤を加えた値を需要により除すことにより算定することとされているところ、予測値算定の対象項目としては、原価、利潤及び需要のそれぞれについて適切に将来予測が行われるよう設定する必要がある。

まず、原価については、二種接続料規則において、接続料を算定する機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらの付属設備等（以下「対象設備等」という。）に係る費用を基礎として算定される「設備管理運営費」とすることとされているところ、一種指定制度も参考に、「設備管理運営費」を予測値算定の対象とすることが適当ではないか。

利潤については、二種接続料規則において、接続料を算定する機能に係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とすることとされ、これらの3項目は当該機能に係るレートベースを基礎として算定することとされており、当該レートベースの太宗を占めるのが対象設備等の正味固定資産価額である。よって、一種指定制度も参考に、「正味固定資産価額」を予測値算定の対象とすることが適当ではないか。

なお、利潤の算定には他にも様々な項目が用いられているが、まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととするのが適当ではないか。

さらに、「需要」を予測値算定の対象とし、これら3項目について、それぞれ、合理的な算定を行うこととするのが適当ではないか。

また、二種接続料規則においては、接続料の算定に当たり、「設備管理運営費」は「施設保全費」、「管理費」、「減価償却費」等の費用区分<sup>5</sup>ごとに、「正味固定資産価額」は「機械設備」、「空中線設備」、「ソフトウェア」等の資産区分<sup>6</sup>ごとに計算を行うこととされている。より精緻な予測値の算定が行われるようにするため、一種指定制度における事例も参考に、「設備管理運営費」及び「正味固定資産価額」については、それぞれ、費用区分ごと、資産区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うこととすることが適当ではないか。

### ③ 予測値算定の考え方

一種指定制度の事例においては、光ファイバのエリア展開、契約数の予測や、過去の実績を活用して、予測値の算定が行われている。

予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになる。MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑みれば、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる。

二種指定制度において、「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定は、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが適当ではないか。

具体的に、例えば、「設備管理運営費」及び「正味固定資産価額」における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み、システム更新予定等を適切に反映することが適当ではないか。また、加速償却や除却、減価償却方法の変更等会計方針の変更、会計基準の変更等を適切に反映することが適当ではないか。

「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが適当ではないか。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが適当ではないか。

### ④ 予測値の算定方法の検証・見直し

---

<sup>5</sup> 営業費、運用費、施設保全費、共通費、管理費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課の11区分。

<sup>6</sup> 機械設備、空中線設備、通信衛星設備、端末設備、市内線路設備、市外線路設備、土木設備、海底線設備、建物、構築物、機械及び装置、車両及び船舶、工具、器具及び備品、休止設備、土地、リース資産、建設仮勘定並びに無形固定資産の18区分。

総務省においては、モバイル研究会中間報告書の指摘を踏まえ、接続料の水準やその算定プロセスについて、一層の透明性の向上を図る観点から、二種指定事業者から提出を受けた接続料の算定根拠について、毎年度、審議会への報告を行うこととしている。

具体的な予測値の算定方法について、まずは、二種指定事業者の判断に委ねるところとするところ、二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うことが適当ではないか。

その上で、検証結果に基づき、より精緻な算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当ではないか。

また、検証を可能とするため、接続料の算定根拠の様式を変更し、予測値の算定方法に係る報告がなされるようにすることが適当ではないか。

検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当ではないか。

## ⑤ MVNOへの情報提供等

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み<sup>7</sup>等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当ではないか。

<sup>7</sup> 2016年の総務省告示第107号の改正により、①原価に利潤を加えたものに対する原価の比率、②原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報が、MVNOへの開示対象に加えられた。なお、当初は10%刻みの情報が開示されていたが、二種指定事業者は、情報の粒度を細かくすることとしている。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報公開の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当ではないか。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当ではないか。

さらに、後述するよう、予測と実績との乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、実績値に基づく接続料の算定期間をなるべく早い時期に設定するとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当ではないか

## 5 予測と実績の乖離の調整

### (1) 検討課題

一種接続料規則において、予測と実績の乖離の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから、事業者からの申請により、事後的に、予測と実績の乖離を実績年度の翌々年度以降の接続料に反映し調整すること(以下「乖離額調整」という。)が認められている<sup>8</sup>。

本研究会では、予測と実績の乖離について、「調整するかしないか、調整する場合、現在二種指定制度において採用されている「精算」により調整するか、「乖離額調整」により調整するかについて、検討する必要があるのではないかと論点を設定し、検討を行った。

### (2) 意見

本検討課題については、MVNO、二種指定事業者及び構成員から、次のとおり意見が示された。

#### ① MVNOからの意見

##### 【MVNO委員会】

- ・ 将来原価方式による算定において、予測と実績の乖離を極小化することが最も重要と考える。仮に予測と実績の乖離による差額を調整する場合は、二種指定事業者による届出の際に、予測と実績の乖離による差額が生じた具体的な要因について明示・開示することを必須とすることが必要と考える。

<sup>8</sup> 一種接続料規則第3条の規定に基づく許可により認められている。

- ・ 企業会計の観点からは、予測と実績の乖離による差額が生じると判明した時点で、当該年度の会計に反映させるのが原則との認識であり、またMVNO間の公平性の観点からも、精算による調整のほうが望ましいと考える。
  - ・ 前提として、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、二種指定事業者からのMVNOに対する適時の情報提供等の実現が何より重要と考えますので、まずは、それらの制度設計等を行った上で、それを踏まえ精算による調整と乖離額調整による調整それぞれについて具体的な運用イメージを共有等し、検討していくことが必要と考える。
- ※ 業界団体の立場としては、会計原則やMVNO間の公平性を重視するスタンスであるが、MVNO個社においては、その事業規模や運営手法等により、スタンスが異なる場合がある。

## 【IIJ】

- ・ 企業会計の観点から、予測と実績の乖離による差額が生じると判明した時点で会計に反映させるのが原則という認識。また、MVNO間の公平性の観点からも、精算による方法が適切と考える。
- ・ 予測と実績の乖離を極小化することが重要であり、それを前提に差額調整をすることについては適切と考える。ただし、差額調整の際には、予測と実績の差額が生じた具体的な理由を明示、開示することを必須としていただきたいと考える。
- ・ いずれの方式を導入する場合においても、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、MVNOに対する適時の情報開示の実現が重要であると考ええる。
- ・ 接続料の予測値と実績値の乖離がどの程度まで許容されるものかについては、MVNO各社において、運営している事業全体に占めるMVNO事業の比率などに依存するため、量的にお答えすることは困難。ただ、会社にとって、業績が計画と乖離することは、上方であれ下方であれ、好ましいものではない。株主等ステークホルダーの保護に向けた会社としての説明責任を踏まえ、乖離がより小さくなるよう求める。具体的には、2018年度のドコモ接続料の低減率が5%であったことを踏まえると、例えば5%もの乖離率は許容できるものではない。そのため、当面は2ないし3%程度の乖離率を目標とすることが望ましいと考える。

## 【楽天モバイル】

- ・ 将来原価方式の導入は公正競争確保の観点から検討している背景を鑑みると、MNO・MVNO間およびMVNO同士の公平性の観点から、毎年度精算することにより、差額を調整することが望ましいと考える。
- ・ 差額が大きい場合においてはMVNOにおける予見性が低下することが考

られるが、この際はMNOにおいても同様に予見性が低下していることからやむを得ないとする。

- ・ その上で、差額精算がMVNOのキャッシュフローに与える影響を軽減できるための分割支払に関する何らかのルールがあることが望ましい。

#### 【オプテージ】

- ・ 現行将来原価方式を導入している一種接続料規則(12条の2第1項)においては、将来原価方式における乖離額は0と規定されている。この点、現状の加入光ファイバ接続料では、「NTT東西のコントロールできないリスク、すなわち他事業者のリスクを相当程度見込んだ合理的な予測を行う場合には、乖離額調整制度を認める余地もありえる」との考えが審議会で示され、特例的に乖離額調整が認められたものと認識。モバイルデータ接続料でも乖離額調整等が認められるかどうかについては、同様の議論が必要と考える。
- ・ 前提として「支払額と実績費用との差額(=乖離額)」について、客観的にみて、それが妥当もしくは合理的なものであることが必要と考える。その上で、既に一種指定制度における制度実績があり、実効性に期待が持てるため、乖離額調整が望ましいと考える。
- ・ 精算は予測と実績の差額が大きい場合は予見性が高まらない可能性があり、他方、乖離額調整はMVNO間の負担の公平性で問題があるとする。(その他の得失は、第20回 接続料の算定に関する研究会 2019年4月24日開催資料20-2 P28 と同じ考え)この点、将来原価方式導入の目的の1つが「予見性の確保」であることから、両者の得失を勘案しても、予見性に問題が発生しない乖離額調整が望ましいと考える。
- ・  $\pm 5\%$ の変動でも経営への影響は大きく、乖離率は更に小さな値に収まることが求められると考える。乖離率は可能な限り小さいことが望ましいと考えるが、目標値を定める1つの考え方として、光ファイバ接続料の乖離率が数%以内に収まっていることを参考に、モバイルデータ接続料の乖離率の目標を2~3%程度としてはどうかと考える。

### イ 二種指定事業者からの意見

#### 【NTTドコモ】

- ・ 接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが大前提であり、差額を調整することが適当と考える。
- ・ 熾烈な競争環境下にあるモバイル市場において、MVNOの参入・撤退・シェアの変動等流動的であることから、MVNO間の費用負担の公平性を踏まえれば、現行の実績精算制度が適当と考える。

#### 【KDDI】

- ・ 接続料の考え方の前提は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則。したがって、回収の過不足分を調整する仕組みは必要である。
- ・ MVNOの参入や退出が激しい市場環境においては、乖離額調整は、実際の利用者が乖離額調整されたコストを負担しない可能性があるなど、MNOやMVNO間の公平性が担保できないことに課題がある。一方、精算の場合は、精算額の予見性が確保できないことが課題とされているが、精算時期を工夫することで解消できる可能性もある。
- ・ 予測と実績の乖離の調整方式として精算を採用することについては、異論はない。

#### 【ソフトバンク】

- ・ MVNOの予見性を高めるために予測値を提示することが目的であり、それによる差額についてMNOがリスクを負う理由は無いことから、差額の調整は必須と考える。
- ・ 調整の方法については、MVNOの市場参入や撤退が発生すること、特定のMVNOにおいて利用帯域が大幅に増大した場合、乖離額調整を行うと負担の不公平が発生する可能性があること等から、実際に差額の発生した利用年度の利用帯域をもとに、都度精算を行う方法が公平性の観点から望ましいと考える。

### ③ 構成員からの意見

- ・ 予測接続料が実績接続料を大きく上回らないような措置を意識しすぎると、予測がおかしくなるという懸念がある。
- ・ 予測精度の向上は、各事業者の努力に期待することで十分。
- ・ 乖離を小さくすることと予見性が高まることが大事であり、MNO各社が努力するインセンティブや自己的なチェックが必要だと思う。
- ・ 予測と実績の乖離の調整については、事業者においてどのように考えるのか。特に、支払額の予見性、つまり、事業者における資金繰りの計画に対し、どちらのほうがインパクトを与えるのか、精算であれば予測が少々外れてもいいということか、乖離額調整のようにインパクトを平準化するのがいいということか、MNO間の負担の公平性との絡みがあって一概には言えないと思うので、事業者の意見を聞いてみたい。
- ・ 固定系の場合に乖離額調整を採ったのは、市場としてプレーヤーが安定して存在していることが大前提だった。モバイルの場合には、市場の動きが激しく参入・退出もあり得るし契約の帯域幅の変更も頻繁に起き得ると考えると、あまり長い期間引っ張らないほうが良く、その意味では、現時点では、精算のほうが良い気がするが、事業者意見も尊重しながら検討ということかと思う。

### (3) 対応の方向性

MVNO側からも二種指定事業者側からも予測と実績の乖離を調整すること自体については肯定的な意見が示されている。よって、予測と実績の乖離について、何らかの方法により調整することが適当ではないか。

予測と実績の乖離の調整方法として、現在の二種指定制度の実績原価方式で採用されている二種指定事業者とMVNOとの間で個別に精算する方法と、乖離額調整が考えられる。

精算の場合、実績年度に係る接続料支払額が翌年度末に確定するため、予見性確保の面で課題があり、乖離額調整の場合、実績年度と差額が反映される年度が異なるため、MVNO間の負担の公平性の面で課題がある(表2参照)。

MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも精算が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。また、二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から精算が望ましいとする意見が多い。

よって、予測と実績の乖離が発生した場合、精算により調整することが適当ではないか。

ただし、精算の場合、予見性確保の面で課題が残ることから、MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、予測値に基づく接続料の算定期、実績値に基づく接続料の算定期をなるべく早い時期に設定するとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当ではないか。

なお、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当ではないか。

表2 精算と乖離額調整の比較

	精算	乖離額調整
支払額予見性	実績年度の翌年度まで接続料が確定しないため、将来原価方式に移行しても、仮に予測と実績の差額が大きい場合は予見可能性が高まらない可能性がある。	接続料は年度当初の時点で確定値となるため、左記のような課題は発生しない。

	精算額の確定が年度途中となることから、MVNOにおいては年度途中にその期の業績予想を変更するなどの対応が必要となる可能性がある。	
差額調整回数	精算額に係る支出又は収納は1回で行われる可能性がある。	乖離額に係る支出又は収納は毎月の接続料として少なくとも1年間かけて行われる。
キャッシュフロー	前々年度実績値に基づく比較的高い接続料による毎月の支払いを要しなくなる点は、両者共通。	
MVNO間の負担の公平性	予測と実績の乖離による差額が、実績年度の各MVNOの契約帯域幅に基づいて1対1で精算されるため、右記のようなMVNO間の負担の不公平は発生しない。	予測と実績の乖離による差額が、翌々年度の接続料に反映されるため、各MVNOの契約帯域幅の変化やMVNOの参入・退出によって、MVNO間の負担の不公平が発生する。
債権保全	二種指定事業者が債権保全が必要と判断したMVNOにおいて、月々の支払いに係る債権保全だけでなく、精算額についてまで債権保全をかける必要があるかどうか検討する必要がある。	月々の支払に係る債権保全はかけられる可能性があるが、精算額自体がないため左記のような課題は発生しない。

なお、二種指定事業者はMVNOからの接続料回収を自らの責任により行うべきであり、MVNOが撤退し二種指定事業者が当該MVNOから接続料を回収できず債権が発生した場合は、乖離額調整であったとしてもその債権を乖離額として次期接続料に反映することは適当ではない。

## 6 実績値等の算定時期

### (1) 検討課題

接続料の算定時期について、現在は年度末頃に接続料等についての届出がなされているところ、「MVNOの予見性の向上の観点から、これを早めることについて検討することが必要ではないか」と論点を設定し、検討を行った。

### (2) 意見

本検討課題については、MVNO、二種指定事業者及び構成員から、次のとおり意見が示された。

#### ① MVNOからの意見

### 【MVNO委員会】

- ・ MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、接続料の届出時期等の早期化は、引き続き強く望まれる。まずは、二種指定事業者における現状の算定プロセスを改めて検証のうえ、その早期化を促していくことが必要と考える。
- ・ 検討にあたって、実績原価方式と異なり、将来原価方式においては、接続料算定(予測と実績の乖離による差額の調整を行う場合、その算定)の基礎となる実績算出の期間を如何に早めることができるかの観点に加え、より最新の予測値でもって接続料算定できるかといった観点も必要になると考える。

#### <イメージ>

- ― 接続料の届出について、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミングでの実施【第4四半期の早い段階】
- ― (精算を前提とする場合の)実績算出について、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミングでの実施【第3四半期の早い段階】
- ― 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対し、できる限り早く適時に情報提供 など

### 【オペレーティング】

- ・ 接続料の確定時期について、現状は当該算定期間の翌年度末だが、半年程度早くし、事業計画を策定する10月～12月頃に通知いただければ、MVNO側の計画もたてやすくなると思う。その結果、予見性が一定程度向上し、将来の見通しを踏まえたサービス開発計画の策定、別事業への資金有効活用といった経営上のメリットが得られ、利用者利便の向上も期待できると考える。

### 【楽天モバイル】

- ・ 当社は12月決算のため、年間計画は前年9月を目途に策定している。よって算定期間の早期化メリットを得るには届出時期を現状の3月から前年8月以前まで7か月前倒しされる必要がある。一方で7か月前倒しによる予測精度低下の影響を鑑みると、早期化は当社においては特段のメリットは考えにくい。

### 【IIJ】

- ・ 当該年度の事業計画策定の観点から、その前年度の第4四半期の早い段階での算定を希望する。

## ② 二種指定事業者からの意見

### 【NTTドコモ】

- ・ 将来原価方式が導入された場合、接続料の算定期間が長期化することから、

算定期期の早期化は困難になると考える。

#### 【KDDI】

- ・ 将来原価方式による接続料算定を導入する場合は、将来原価方式による算定に加えて、予測と実績の乖離の調整に必要となる従来の実績原価による算定も必要となってくるなど、単純に倍の算定作業を要することになるため、算定期間を短縮することはさらに困難なものになると想定する。
- ・ 将来原価方式の場合、算定期期を早期化と算定に必要とする実績値のサンプル数がトレードオフの関係にあり、より精度の高い予測を求める場合は十分な算定期間が必要と考える。
- ・ 算定期期の早期化の目的が、MVNOの予見性を高める観点であれば、従来の運用の範疇においても、届出前の暫定値として早期(例えば、総務省による検証のために事前提出している時期等)に方向性を提示することで一定の予見性の向上は見込めると考える。
- ・ 「需要の対前年度算定期間比」についての事前の情報提供の時期については、一種指定事業者の情報提供時期と揃え、前年度実績を11月末までに開示するというスケジュール感にすべきと考える。また、本情報については、「公表」ではなく、情報開示の仕組みにて、MVNOからの求めに応じて個別開示するものという位置づけにすべきと考える。

#### 【ソフトバンク】

- ・ 実績原価による接続料算定は、現状でもデータ集計・算定業務の作業等から10か月程度の期間を要しており、本件に係る算定方式の見直しにより、実績原価の算定に加え、将来原価の予測を毎年度実施するとなれば、作業工数や複雑性が增大するため、算定期間の短縮は不可能と考える。
- ・ 需要について、要望のあったMVNOに対しては、自主的に秋頃に前年度と前々年度の実績値に対する比率を通知することを検討する。なお、需要の実績値を二種接続会計の整理公表と合わせて届出することについては、一種指定制度でも行われておらず、過剰規制。
- ・ 精算の場合、予見性の確保に問題があるとの指摘については、いわゆる「支払猶予」のように、予測値とは別の暫定値を選択いただくことで、MVNOにおいてキャッシュフロー負担をコントロールしていただく方法も検討可能。
- ・ 算定期期の期限を設けることについては、前向きに早期化に向けた対応を試みるものの現時点で対応を確約できるものではないため、あくまでも事業者への対応目安程度としていただくことを強く要望する。とりわけ、実績値に基づく精算額の算出については、実績値の算定だけであっても12月末の算定は困難なところ、今後は、将来原価方式の算定に加えて、BWAとの一体

的な接続料の算定などにより、ますます、対応工数が増大されることが容易に想定される。なお、将来原価方式の導入により一定程度の予見性が向上するものとするが、MVNOの精算額の予見性を確保することも重視するならば、精算ではなく、乖離額調整とすることも解決策の一つと考える。

### ③ 構成員からの意見

- ・ MVNOから、需要データを早いタイミングで得られないかとの要望があるが、今よりも少し早いタイミングで前倒しするというのは可能なのか。
- ・ 前年度の需要データは、どの段階で、何月ぐらいで集計されるのか。ある程度早目に集計ができると思う。基本的に手計算で集計するわけではなくデータベースのどこかに情報があり、それらを集計し整理するものと思われ、翌年度末にならないと需要がわからないというのは疑問。

### (3) 対応の方向性

接続料算定の早期化については、MVNOから従来から強い要望がなされており、本研究会では、MVNO委員会から次のとおり具体的な要望がなされている。

- ① 予測値に基づく接続料の算定期は、算定に二種指定事業者が有する最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、第4四半期の早い段階を希望する。
- ② 実績値に基づく接続料の算定期は、予測と実績の乖離を精算により調整することとした場合、MVNOにおける業績予想や予算執行を修正できる時期として、第3四半期の早い段階を希望する。
- ③ 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対して事前にできる限り早期に情報提供がなされることを希望する。

予測と実績の乖離を精算により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る。二種指定事業者からは、将来原価方式の導入により接続料算定の工数が増加するため、算定期の早期化は困難である旨の意見が示されているが、この課題を補うためにも、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保に向け、接続料の算定を早期化することが適当ではないか。

一方で、予測値については、あまりにも早期に算定しなければならないこととすると、

---

<sup>9</sup>「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成29年9月）（以下「ガイドライン」という。）においては、「当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる」と、接続料算定の早期化の必要性が盛り込まれている。

精度の面で支障が生じる可能性がある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までに行うこととすることが適当ではないか。

また、MVNOにおいて、予測と実績の乖離を事前にある程度予想できるようになると、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなると考えられる。この点、需要については、二種接続会計に基づき計算するものではなく、原価及び利潤と比べて早期に算定することができるものと考えられる。現在、情報開示の仕組みにおいて、MVNOからの求めに応じ、原価、利潤及び需要の対算定期間比を開示することとなっているところ、このうち、需要の対算定期間比については、接続料算定後ではなく、遅くとも、9月末から開示することが適当ではないか。

なお、事業年度の開始が4月ではないMVNOにおいても、算定の早期化は、予見性の確保の面で一定の効果があるものと考えられるのではないかと。

## 7 接続料算定の精緻化

### (1) 検討課題

接続料の算定方法について、本研究会では、「これまで、利潤については累次の見直しが行われてきたが、原価及び需要については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないのではないかと」、「将来原価方式への移行の検討に併せて、原価及び需要の算定方法について、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか」と論点を設定し、検討を行った。

### (2) 意見

本検討課題については、MVNO、二種指定事業者及び構成員から、次のとおり意見が示された。

#### ① MVNOからの意見

##### 【MVNO委員会】

- ・ そもそも外部にて検討・検証を行うにはデータが少ないため、まずは現状の接続料算定根拠等にかかるデータについて可能な限り公開いただくことが必要と考える。
- ・ 「第20回接続料の算定に関する研究会(2019年4月24日開催)」の論点整理資料において検討課題例として示された事項等について検討を進めていただくことは重要と考える。

##### < 検討課題例(抜粋) >

- － 役務間の費用配賦の実態を検証し、所要のルール整備を行う
- － 費用抽出の実態を検証し、所要のルール整備を行う

- － 「需要」算出方法の実態を検証し、所要のルール整備を行う
- － 実トラヒックの報告・公表について検討する

#### 【楽天モバイル】

- ・ 役務間の費用配賦の実態検証については行われるべき。
- ・ 制度設計と実態とで原価構造に差異が出ている部分については積極的に見直しされるべき。
- ・ 需要予測については、二種指定事業者自身の事業計画における予測・計画と将来原価方式での算定的前提が同等であれば問題ないのではないかと考える。

#### 【IIJ】

- ・ 現状の接続料算定根拠などに係るデータについては可能な限り公開していただくことが必要と考える。
- ・ 「第20回接続料の算定に関する研究会(2019年4月24日開催)」の論点整理資料P.29において検討課題例として示された事項等について検討を進めることは接続料算定の精緻化に大きく寄与するものとする。

#### 【オプテージ】

- ・ 接続料の算定根拠について可能な限り公表いただければ、第三者の目線で検証することが可能になり、算定の精緻化に資すると考える。
- ・ 2019年4月24日開催の第20回 接続料の算定に関する研究会 資料20-2 P29で示された検討課題例は、精緻化の観点として重要であるとする。これに加えて、例えば次の観点で検討することが望ましいと考える。
  - － 費用配賦の実態検証において、音声役務/データ伝送役務の費用配賦だけでなく、3G・LTE、セルラーLPWA、BWA、5Gといった間の費用配賦の実態を検証する
  - － これまで一種指定制度で議論された内容が二種指定制度でも適切に反映されているかどうかを確認する(例:報酬額の算定方法の見直し(繰延税金資産が自己資本から圧縮されているか))
  - － 他事業分野の原価の査定方法を参考にする

### ② 二種指定事業者からの意見

#### 【NTTドコモ】

- ・ 帯域は事前に当社が構築した設備であり、一方で実トラヒックはユーザがその設備を利用した結果であるため、実トラヒックの増加率がそのまま帯域の増加率に反映されるものではないと考える。
- ・ 現行においても、設備を作るMNOと、設備を借りるMVNOとの間で、必要となる設備容量に差分が生じることに起因する不公平な費用負担が発生していることから、この点についても公平な負担となるよう見直しを要望する。MNOは先々の需要に備えて設備構築を行っている一方、MVNOは約10営

業日程度で帯域変更が可能であることから、MNOが負担増となっており、公正な競争を阻害している。

- ・ 現行においても精緻な接続料算定を行っており、更なる精緻化は不要と考える。
- ・ 現状の設備容量を需要とした算定においては、将来需要に対応した設備分についてMNOがその多くを負担する構造になっていることなどから、本来は設備容量ではなく、実トラフィックを需要とすべきと考える。

#### 【KDDI】

- ・ 実トラフィックの変化と理想的な需要(帯域)の変化の関係は基本的には相関関係にあるが、実際に算定される需要においては様々な設備建設(調達時期、電源スペースの確保等)の影響を受けるため、実トラフィックと需要の増減率の大きさが異なるケースも存在すると考える。
- ・ 現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により事業者ごとにそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考える。

#### 【ソフトバンク】

- ・ ガイドラインに則り、設備容量の値を需要として扱っている。
- ・ 実トラフィックと設備容量(需要)の増加傾向が異なるのは、例えば、急激なトラフィック増を見越した設備増設の前倒し、あるいはトラフィック増を吸収できる設備容量が十分にあり設備投資を後倒しするといったことが要因として挙げられる。
- ・ 実利用(トラフィック)に必ずしも連動した接続料となっていないこと、現状の設備容量を需要とした算定においては、将来需要に対応した設備分についてMNOがその多くを負担する構造になっていることなどから、本来は設備容量ではなく、実トラフィックを需要とすべきと考える。例えば、NTT東西殿においても光ファイバやNGN優先パケット識別機能等においては、すべて実需要ベースで算定されている。
- ・ 実トラフィックと回線容量(需要)は必ずしも連動するものではないことから、実トラフィックとの比較検証は不要と考える。仮に実施する場合においては、まずは検証の目的を明確化していただきたいと考える。
- ・ 二種接続会計及び接続料算定に係る配賦基準について検証を行うことは否定するものではないが、二種接続会計は、会計監査等により適正性を担保したものとなっていることや、個社毎の事情が異なることが想定されることから、他事業者との比較検証により見直しを求められることは適切ではないと考える。

### (3) 対応の方向性

接続料の算定方法について、これまで、利潤については累次の見直しが行われてきたが、原価及び需要については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えない。将来原価方式への移行の検討に併せて、原価及び需要の算定方法について、精緻化を図ることが適当ではないか。

#### ① 原価

原価について、二種指定事業者は、二種接続会計の整理における移動電気通信役務に係る費用からのデータ伝送役務に係る費用の抽出に関しては配賦の基準を記載した配賦整理書を作成することとなっているが、その内容の適正性について、これまで必ずしも十分な検証がなされてきたとは言えない。また、接続料の算定におけるデータ伝送役務に係る費用からの回線容量課金対象費用の抽出及び回線容量課金対象費用からの接続料原価対象費用の抽出に関しては、ガイドラインに抽出の考え方が示されているのみで、二種指定事業者において具体的な抽出の基準を作成することとはなっていない。

原価の算定方法の精緻化の観点から、接続料原価対象費用の抽出の適正性を検証するため、まずは、二種接続会計の整理における費用の配賦・抽出、接続料の算定における費用の配賦・抽出の双方について、その実態(例えば、人件費について、どの費用項目にどのような配賦方法により計上しているのか、固定資産の償却期間をどのように設定しているのか、試験研究費について、どのような基準により接続料原価を抽出しているのか等)を、二種指定事業者間の比較により検証することが適当ではないか。そのために、費用の配賦・抽出の各段階において、費用区分ごとにどのような費用を控除しているのか等について、本研究会において、二種指定事業者から詳細に聴取することが適当ではないか。

その上で、配賦整理書や接続料の算定根拠様式の在り方の検討を含め、所要のルール整備について検討することが適当ではないか。

#### ② 需要

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料における需要については、総務大臣裁定(平成19年11月30日。) <sup>10</sup>において、競争政策及び利用者利益の観点から、従量制課金ではなく帯域幅課金が適当とされたものである。同裁定においては、帯域幅課金は「帯域幅に基づく定額制課金」と整理され、実績トラフィックに基づく従量制とは異なり、「MVNOにおけるコストがあらかじめ確定的となる帯域幅課金方式で接

<sup>10</sup>日本通信株式会社がNTTドコモとの接続を希望したが、協議が調わないことから裁定を申請したものである。2017年11月30日に総務大臣が裁定。

続料金を支払う場合には、定額制の一定帯域を有効に活用しようとのインセンティブも働き、電波の有効利用に資するとともに、MVNOにおける速度別料金や時間帯別料金など多様な利用者料金を設定することが容易」等の理由で適当であるとされている。

二種指定事業者からは、データ伝送交換機能に係る需要について、回線容量単位ではなく実トラフィック単位とすべきである旨の意見が示されているが、実トラフィック単位とすることは、MVNOにおける多様なサービス提供、接続料支払額に重大な影響を与える可能性があることに十分留意する必要があり、仮に検討を行う場合は、そうした観点から慎重な検討を要するものと考えられる。

また、二種指定事業者から、回線容量の増設に係る設備等の投資タイミングの差による不公平が存在するとの意見が示されているが、回線容量として、二種指定事業者のどの電気通信設備の伝送容量を用いるかについては、ガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」と規定されているのみであり、必ずしも明確にはされておらず<sup>11</sup>、また、実際に各二種指定事業者がどのように算定しているかについては、接続料の算定根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。

需要の精緻化について、まずはMVNOからの意見も踏まえ、回線容量の算定方法の適正について検証することが適当ではないか。具体的には、本研究会において二種指定事業者からその実態を聴取した上で、二種指定事業者間の比較等によりその適正性を検証の上、所要のルール整備について検討することが適当ではないか。とりわけ、回線容量が適正に算定されているかを確認するため、例えば、実トラフィック(最繁忙時トラフィック)と回線容量の推移の比較、MVNOが契約する回線容量と二種指定事業者の回線容量がどのような関係にあるのか検討等を行った上で、実トラフィックの公表・提出等について検討することが適当ではないか。

---

<sup>11</sup> 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(2007年6月)では、回線容量として「どの電気通信設備の伝送容量を用いるか」について、「適否を判断するに当たってはさらに詳細な検討が必要」とした上で、次のとおり検討ポイントを示すに留めている。

- ・ ネットワークに起因する需要の時間的・空間的ばらつきの影響(ネットワークの統計多重効果)
- ・ 端末が移動することに起因する需要の空間的偏りの影響(モビリティ)
- ・ 各事業者の契約者数やユーザの振る舞い等の差異の影響
- ・ 伝送容量の具体的な算定方法 等